

使いやすくなりました！
【米原市独自】
①所得制限の撤廃
②住宅購入に限り、
婚姻期間の延長
(5年前までOK!)

令和8年度

結婚新生活支援事業

新たな生活を始める新婚夫婦の住居費や引越し費用の一部をサポートします。

申請期間

令和8.4.1 ~ 令和9.3.15

※予算がなくなり次第、受付を終了いたします。

※申請後、3年以内に米原市外へ転出された場合、補助金を返還いただく場合があります。

◎対象となる費用

婚姻に伴う**住宅取得費用、住宅賃借費用、引越し費用**（賃借住宅への引越しに限る。）
(令和8年4月1日から令和9年3月15日までに支払った費用)

◎補助上限額

区分	購入（新築、中古）等	賃料、引越し費用
夫婦ともに29歳以下	60万円	24万円
夫婦ともに39歳以下	30万円	12万円

◎補助金支給要件

(詳細は裏面を参照)

いずれか一つを受講（相談）する必要があります。

- ①ライフデザイン支援講座の受講
- ②プレコンセプションケアに関する講座の受講
- ③医療機関への妊娠・出産に関する相談
- ④共家事・子育て講座の受講

◎対象となる世帯

○新規に婚姻した世帯（令和8年1月1日以降に婚姻）であって、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯

○住宅購入に限り、令和3年4月1日以降に婚姻した夫婦も対象

※その他諸条件があります。詳細は、市公式ウェブサイトをご覧ください。

市ウェブサイト



◎申請先・お問合せ先

米原市 こども政策部 こども若者応援課（本庁舎2階）

〒521-8501 米原市米原1016番地

☎：0749-53-5127 📠：0749-53-5128 ✉：kodomo@city.maibara.lg.jp

①・②・④の要件を満たす動画および講座情報について

滋賀県の公式WEBサイトに掲載されている動画または講座を受講することで補助金の支給要件を満たすことができます。

※右下の2次元コードからご確認いただき、講座等を選択してください。

※動画を視聴された場合は、視聴後アンケートの提出が必要です。

※③に該当する方は申請書に医療機関名等をご記入いただくことで要件を満たすことができます。

- ①ライフデザイン支援講座の受講
- ②プレコンセプションケアに関する講座の受講
- ③医療機関への妊娠・出産に関する相談
- ④共家事・子育て講座の受講

こちらから
ご覧ください

講座情報
(県ウェブサイト)



婚姻日が令和8年1月1日以降で、婚姻日の年齢が夫婦とも39歳以下である。※その他諸条件あり。

